

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第17号

秋田県後期高齢者医療広域連合の財政報告書の作成及び公表に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第19号）第4条第1項の規定に基づき、財政報告書を次のとおり公表する。

閲覧場所 秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館1階
秋田県後期高齢者医療広域連合事務局

閲覧期間 平成30年12月1日から平成31年5月31日まで

平成30年12月1日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志